

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員等倫理規程

平成16年 4月 1日

自機規程第44号

最終改正 令和 7年 5月22日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役員及び副機構長（以下「役員等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する公衆の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって機構の業務に対する公衆の信頼を確保することを目的とする。

(倫理行動基準)

第1条の2 役員等は、機構の役員等としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- 一 役員等は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 役員等は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織又は第三者のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 役員等は、法令及び機構の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- 四 役員等は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 役員等は、自らの行動が機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(事業者等)

第2条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）、その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第3条 この規程において、「利害関係者」とは、役員等が職務として携わる次の各号に

掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 物品購入等の契約に係る業務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
 - 二 共同研究及び受託研究の契約に係る業務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
 - 三 入学試験（論文審査・修了判定を含む。）における合格者の決定に係る業務 総合研究大学院大学及びその他機構と関連する大学院への入学を志願する者及びその関係者
 - 四 学生等の懲戒処分決定に係る業務 当該懲戒処分の対象となる学生等
 - 五 職員として採用する者の決定に係る業務 機構に職員として採用を希望する者及びその関係者
- 2 役員等に異動があった場合において、当該異動前の職務に係る当該役員等の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役員等の利害関係者であるとき、当該利害関係者であった者を、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役員等の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった役員等の利害関係者である者とみなす。
- 3 他の役員等の利害関係者が、役員等をしてその役職に基づく影響力を当該他の役員等に行使させることにより自己の利益を図るためその役員等と接触していることが明らかかな場合においては、当該他の役員等の利害関係者は、その役員等の利害関係者であるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 役員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の1第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

- 六 利害関係者から供応接待を受けること。
 - 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - 八 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
 - 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員等は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役員等（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該役員等は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 役員等は、私的な関係（役員等としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当する者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する公衆の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第6条 役員等は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役員等は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(役員等の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第6条の2 役員等は、他の役員等の第4条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の役員等(第4条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役員等は、機構において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者に対して、自己若しくは他の役員等がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 役員等は、職員が大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員倫理規程(平成16年自機規程第28号)に定める違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第6条の3 役員等は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるとときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、別に定める事項を機構長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第7条 役員等は、利害関係者からの依頼に応じて報酬の有無に関わらず、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(兼業・兼職の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、機構長の承認を得なければならない。

(役員等からの届出等)

第8条 役員等は、第6条の3の規定による届出又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、別に定める様式を作成し、機構長に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第9条 役員等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役員等との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、別に定める贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、機構長に提出しなければならない。

(報酬)

第10条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、役員等の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

2 前項各号の報酬は、役員等が自己の研究教育成果に基づいて行う講演等に係る報酬を除く。

(報告書の保存及び閲覧)

第11条 第9条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した機構長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、機構長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

4 贈与等報告書の閲覧は、機構長が指定する場所でこれをしなければならない。

(機構長の責務)

第12条 機構長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 贈与等報告書の受理及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 二 役員等がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

三 役員等がこの規程に違反する行為について適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした者が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(役員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第13条 機構長は、役員等がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、直ちに調査を開始し、調査の結果当該役員等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

2 機構長は、前項の必要な措置を厳正に行うに当たっては、倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準（平成12年人事院規則22-1）を参考に対処するものとする。

(雑則)

第14条 この規程の実施等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月22日改正）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和7年5月22日改正）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。